

日本年金機構法施行令（案）（仮称）の概要

日本年金機構法（以下「法」という。）の規定により政令に委任されている事項のうち、平成22年1月1日に設立される日本年金機構（以下「機構」という。）の運営等について、以下の内容のとおり定めることとする。

1. 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の技術的読替え

【法律の規定】

- 年金個人情報（※）が行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する保有個人情報に該当する場合における同法の規定の適用に関し必要な技術的な読替えは、政令で定めることとされている。
- 年金個人情報が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する保有個人情報に該当する場合における同法の規定の適用に関し必要な技術的な読替えは、政令で定めることとされている。

（※）厚生年金保険法第28条に規定する原簿及び国民年金法第14条に規定する国民年金原簿に記録する個人情報その他政府管掌年金事業の運営に当たって厚生労働省及び機構が取得する個人情報をいう。

【政令案における規定内容】

- 行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の規定について、所要の技術的読替えを行うこととする。

〔根拠法令〕法第38条第9項及び第10項

2. 他の法令の準用

【法律の規定】

- 法第54条において、不動産登記法及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用するとされている。

【政令案における規定内容】

- 準用する法令として、不動産登記法、司法書士法、土地家屋調査士法、登録免許税法及び不動産登記令を規定する。

- また、これらの規定を準用するに当たって不動産登記令の規定中「官庁又は公署職員」を「機構の職員」とするなど所要の読替えを行うこととする。

〔根拠法令〕 法第54条

3. 施行日

平成22年1月1日

日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 (仮称) (案) の概要

日本年金機構（以下「機構」という。）の設立に伴う関係政令の整備及び経過措置について、以下の内容のとおり定めることとする。

I 関係政令の整備

1. 厚生年金保険法施行令、国民年金法施行令、児童手当法施行令、健康保険法施行令、船員保険法施行令関係

① 地方社会保険事務局長等に委任する権限の整理

【法律の規定】

- 日本年金機構法（以下「法」という。）の施行に伴い、厚生年金保険法等の規定中、社会保険庁長官の権限の一部を政令で定めるところにより地方社会保険事務局長等に委任する規定が削除されることとされている。

【政令案における規定の内容】

- 関係する政令の規定中、社会保険庁長官から地方社会保険事務局長等への具体的な権限の委任を定めた規定を削除する。

〔根拠法令〕 厚生年金保険法第4条、国民年金法第5条の2、健康保険法第204条、船員保険法第153条

〔改正法令〕 厚生年金保険法施行令第1条から第3条まで、国民年金法施行令第2条及び第3条、健康保険法施行令第64条、船員保険法施行令第1条及び第2条（※）

（※）船員保険法施行令については、現在、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）の施行に伴う改正作業を行っており、改正法令の条項が変更する可能性がある。

② 財務大臣への権限の委任

【法律の規定】

- 厚生労働大臣は、機構に権限を委任したもののうち、滞納処分等その他の処分について、政令で定める事情があるため保険料その他厚生年金保険法等の規定による徴収金の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、財務大臣に、納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る当該処分の権限の全部又は一部を委任することができることとされている。

- 財務大臣は、厚生労働大臣から委任された権限を国税庁長官に委任し、国税庁長官は、政令で定めるところにより、財務大臣から委任された権限の全部又は一部を国税局長に、国税局長は、政令で定めるところにより、国税庁長官から委任された権限の全部又は一部を税務署長に委任することとされている。

【政令案における規定の内容】

- 厚生労働大臣が財務大臣に権限を委任する要件として、納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあること、長期間にわたる滞納があること等の事情があることを規定する。
- 厚生労働大臣から財務大臣に権限を委任するに当たって、委任しようとする権限及び財務大臣が保険料その他厚生年金保険法等の規定による徴収金の効果的な徴収を行う必要があると認める理由等を記載した書面を財務大臣に提出することとする。
- 国税庁長官から国税局長への権限の委任及び国税局長から税務署長への権限の委任に当たって、委任する権限の範囲を定めるものとする。

〔根拠法令〕 厚生年金保険法第100条の5、国民年金法第109条の5、児童手当法第22条、健康保険法第204条の2、船員保険法第153条の2

〔改正法令〕 新設

③ 機構が行う収納

【法律の規定】

- 厚生労働大臣は、会計法第7条第1項の規定にかかわらず、政令で定める場合における保険料等の収納を、政令で定めるところにより、機構に行わせることができることとされている。
- 上記以外に、保険料等の収納に必要な事項は政令で定めることとされている。

【政令案における規定の内容】

- 厚生労働大臣が機構に収納させるのは、機構の職員が滞納処分時に差し押さえた財産を現金化したことにより得た現金又は差し押さえた現金を保険料等として受領しようとする場合、被保険者又は事業主が年金事務所の窓口で保険料等を納付しようとする場合及び機構の職員が被保険者又は事業主の居宅等を訪問した際に、当該被保険者等が保険料等を納付しようとする場合とする。
- 機構の職員による収納の手続について、収納を行う機構の職員が、厚生年金保険法第100条の11第1項等の規定に基づき保険料等の収納をしたときは、領収証書を納付者に交付することとする。
- 収納を行う機構の職員が、収納した保険料等を日本銀行に送付するときは、当該収納した保険料等に送付書を添えて、遅滞なく送付しなければならないことなど所要の措置を規定することとする。

- 以上のほか、機構の収納に関し必要な事項は、厚生労働省令で定めることとする。

〔根拠法令〕 厚生年金保険法第100条の11、国民年金法第109条の11
健康保険法第204条の6、船員保険法第153条の6

〔改正法令〕 新設

2. 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令の規定中原処分をした保険者に機構を追加する、厚生労働省組織令の規定中社会保険庁に関する規定を削除する、その他関係政令の規定中社会保険庁長官を厚生労働大臣に改めるなど機構の設立に伴う所要の改正を行うものとする。

II 経過措置

1. 権利義務の承継

【法律の規定】

- 法附則第12条第1項において、機構の成立の際、機構が行う業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構が承継することとされている。

【政令案における規定内容】

- 機構が承継する権利及び義務は、以下のものとする。
 - ・ 社会保険庁の所属に属する土地、建物及び工作物（その土地に定着する物及びその建物の附属する工作物を含む。以下「土地等」という。）のうち厚生労働大臣が財務大臣に協議して指定するものに関する権利及び義務
 - ・ 社会保険庁の所属に属する物品のうち厚生労働大臣が指定するものに関する権利及び義務
 - ・ その他機構の業務に関し国が有する権利及び義務のうち機構がその業務を運営するために必要なものとして厚生労働大臣が指定するもの

〔根拠法令〕 法附則第12条第1項

2. 国から機構への出資

【法律の規定】

- 法附則第12条第2項において、機構が国の権利及び義務を承継したときは、機構に承継される権利に係る資産で政令で定めるものの価額の合計額から、承継される義務に係る負債で政令で定めるものの価額の合計額を差し引いた額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府から機構に対し出資されたものとされている。

- このうち、機構に承継される資産の価額については、同条第3項において評価委員が評価した価額とされており、同条第4項において評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定めるとされている。

【政令案における規定内容】

- 機構に承継される権利に係る資産については、
 - ・ 国から承継した土地等
 - ・ その他厚生労働大臣が指定するものとする。
- 機構に承継される義務に係る負債については、厚生労働大臣が指定するものとする。
- 出資の時期は、機構が国の有する権利及び義務を承継したときとする。
- 資産の評価を行う評価委員については、厚生労働省の職員、機構の役員、学識経験者等とし、厚生労働大臣が任命するものとする。
- 資産の評価については、評価委員の過半数の一致によるものとする。

〔根拠法令〕法附則第12条第2項から第4項まで

3. 不動産に関する登記の特例

【法律の規定】

- 法附則第13条において、機構が国から不動産に関する権利を承継した場合において、その権利につきなすべき登記の手続については、政令で特例を設けることができるとされている。

【政令案における規定の内容】

- 機構が国から承継した不動産に関する権利につきなすべき登記の嘱託書に、登記義務者（国）の承諾書を添付することを要しないものとする。

〔根拠法令〕法附則第13条

4. 国有財産の無償使用

【法律の規定】

- 法附則第14条において、国は、機構の成立の際現に社会保険庁に使用されている国有財産であって、政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができることとされている。

【政令案における規定の内容】

- 機構に無償で使用させることができる国有財産は、機構の成立の際現に専ら社

- 会保険庁に使用されている土地等であって、機構に承継されないものとする。
- 機構の理事長となるべき者が機構の成立前に申請したときに限り、機構に対し、国有財産を無償で使用させることができることとする。

〔根拠法令〕法附則第 14 条

5. 健康保険組合の設立

【法律の規定】

- 法附則第 36 条において、機構は、健康保険組合を設けることとされており、厚生労働大臣は、機構の設立委員に、健康保険組合の設立に関する事務を処理させることとされている。
- 設立委員は、健康保険組合の規約その他政令で定める事項につき、厚生労働大臣の認可を受けることとされている。
- その他、健康保険組合の設立に関して必要な事項は、政令で定めることとされている。

【政令案における規定の内容】

- 設立委員が厚生労働大臣に認可を求める事項として、設立時の一般保険料率を規定する。
- 厚生労働大臣が、健康保険組合の規約等の認可をしたときは、組合の名称、事務所の所在地及び組合が設立された適用事業所の名称及び所在地を告示するとともに、機構の理事長は組合の規約を公示するものとする。
- 機構の理事長は、健康保険組合の設立後遅滞なく、組合会を招集し、組合の設立の経過その他重要な事項を報告するものとする。
- 健康保険組合が成立したときは、理事長が選任されるまでの間、機構の理事長が、当該組合の理事長の職務を行うものとする。

〔根拠法令〕法附則第 36 条

6. その他

【法律の規定】

- 法の施行の際現に法令の規定により社会保険庁長官、地方社会保険事務局長、社会保険事務所長に対してされている申請等の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、法の施行後は、法の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣等に対してされた申請等の行為とみなすほか、法の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることとされている。

【政令案における規定の内容】

- 機構の成立前に行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定（行政文書の開示に係る部分並びに保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る部分に限る。）に基づき機構の業務に係る行政文書及び保有個人情報に関して社会保険庁長官（これらの法律の規定により委任を受けた職員を含む。）がした行為及び社会保険庁長官に対してされた行為は、機構の成立後は、これらの法律の規定に基づき厚生労働大臣（これらの法律の規定により委任を受けた職員を含む。）がした行為及び厚生労働大臣に対してされた行為とみなすこととするなど、所要の経過措置について定めるものとする。

〔根拠法令〕 法附則第40条、法附則第75条

Ⅲ 施行日

- (1) 平成22年1月1日
- (2) 以下については、公布日
- ① IIの2. 国から機構への出資のうち、評価委員に関する事項
 - ② IIの4. 国有財産の無償使用に関する事項
 - ③ IIの5. 健康保険組合の設立